

県組織改正に伴う鳥取県議会委員会条例の一部改正について

令和8年3月12日

今定例会において、知事部局において「人口戦略推進本部」を設置すること等を定める鳥取県行政組織条例の改正案が上程されている。

この組織改正に対応するため、「鳥取県議会委員会条例」において定める各常任委員会の所管について、所要の改正を行うこととしたい。

1 鳥取県議会委員会条例改正（案）の概要

「人口戦略推進本部」は、人口減少対策、移住定住の促進、産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整等を所掌するものとされていること、また、政策統轄総局の廃止に伴う各常任委員会の所管事項の分量のバランスも勘案し、総務教育常任委員会において、所掌するものとする。

委員会名	所管部局（改正後）	所管部局（改正前）
総務教育 常任委員会	<u>人口戦略推進本部</u> 、 令和の改新戦略本部、総務部、 会計管理部、教育委員会、監査委員、 人事委員会 （他の常任委員会の所管に属しない 事項）	<u>政策統轄総局</u> 、 令和の改新戦略本部、総務部、 会計管理部、教育委員会、監査委員、 人事委員会 （他の常任委員会の所管に属しない 事項）
福祉生活病院 常任委員会	（改正なし）	福祉保健部、子ども家庭部、 生活環境部、病院局
農林水産商工 常任委員会	（改正なし）	商工労働部、農林水産部、 企業局、労働委員会
地域県土警察 常任委員会	（改正なし）	輝く鳥取創造本部、 男女協働未来創造本部、 危機管理部、地域社会振興部、 県土整備部、警察本部

※議員提出議案（議運発議）として上程を予定。

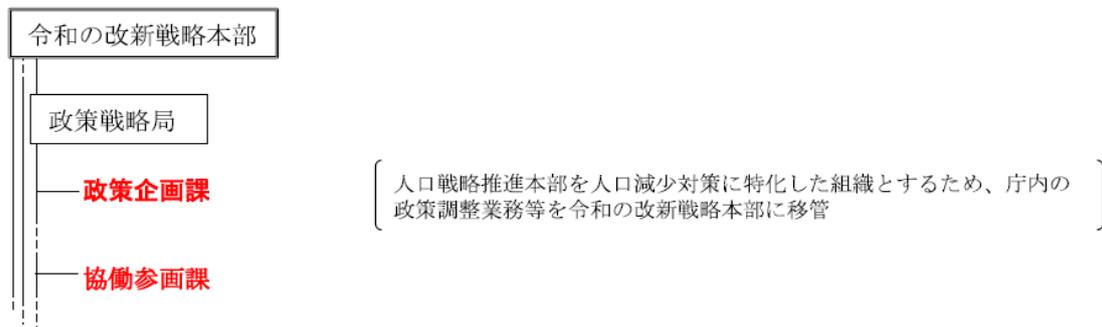
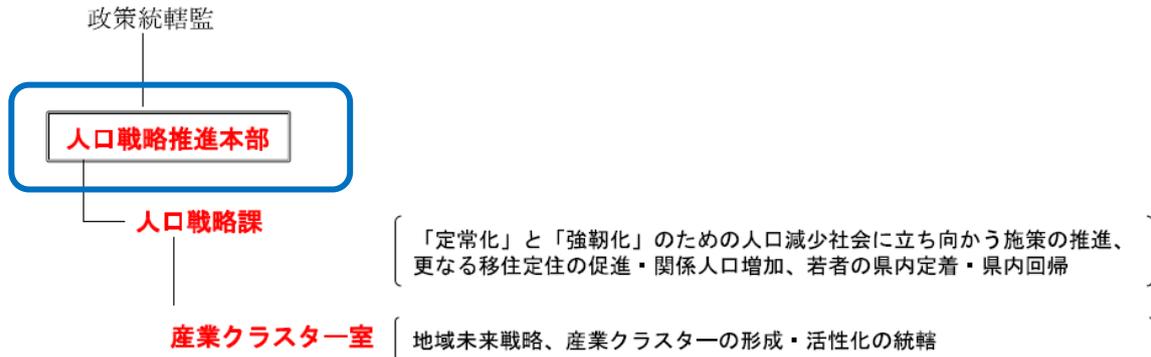
2 施行日

令和8年4月1日

【参考】 2月17日議会運営委員会 執行部資料（抜粋）

1 人口減少社会に立ち向かう体制整備

- 喫緊の課題である人口戦略の推進に向け、全庁を挙げて分野横断で取り組むため、**政策統轄監の下に人口戦略推進本部を設置**
- 同本部に**人口戦略課と産業クラスター室を設置し、産業政策と一体的に人口戦略や移住定住・関係人口の増加を推進**



(2) 部局ごとの比較

令和8年4月	令和7年7月
<p><b>人口戦略推進本部</b> (1課室等、1課内室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口戦略課               <ul style="list-style-type: none"> <li>産業クラスター室</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>政策統轄総局</b> (2課室等、1課内室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策統轄課               <ul style="list-style-type: none"> <li>移住定住・関係人口室</li> </ul> </li> <li>協働参画課</li> </ul>

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>人口戦略推進本部</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 20px;">福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 20px;">商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域県土警察常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 20px;">輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>政策統轄総局</u>、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 20px;">福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人</p> <p style="padding-left: 20px;">商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域県土警察常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 20px;">輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。

## 7 鳥取県議会委員会条例

(昭和31年9月19日鳥取県条例第32号)

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務教育常任委員会 9人

人口戦略推進本部、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

福祉生活病院常任委員会 9人

福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項

農林水産商工常任委員会 9人

商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項

地域県土警察常任委員会 8人

輝く鳥取創造本部、男女協働未来創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項

(議会運営委員会の設置)

第2条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

(特別委員会の設置)

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任及び辞任)

第4条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って選任する。ただし、閉会中は、議長において選任することができる。

2 議員は、一の常任委員となるものとする。

3 常任委員及び議会運営委員は、議員の任期中在任する。

4 特別委員は、委員会に付託された事件が議会において審議されている間在任する。

5 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の常任委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中は、議長において変更することができる。

6 議長は、議会運営委員及び特別委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の辞任を許可することができる。ただし、閉会中は、議長において許可することができる。

7 第1項ただし書の規定により委員を選任したとき、第5項ただし書の規定により常任委員の所属を変更したとき、並びに前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の秩序保持、議事整理権)

第7条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、仮委員長を委員会において互選し、委員長の職務を行わせる。

3 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第9条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(招集)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開会の特例)

第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生その他のやむを得ない事由により、委員が委員会を開会する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に参加した委員長及び委員(前項の許可を得た委員に限る。)については、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(会議定足数)

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第13条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身

上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開等)

第14条 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴人数の制限、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第16条 委員会は、審査又は調査に必要があるときは、知事、病院事業の管理者、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者(以下「説明者」という。)に対し、説明のため、議長を経て、出席を求めることができる。

- 2 第10条の2第1項から第3項までの規定は、前項の規定により説明者に出席を求めた場合について準用する。この場合において、第10条の2第1項から第3項までの規定中「委員」とあり、及び同項中「委員長及び委員」とあるのは、「説明者」と読み替えるものとする。

(議事妨害及び離席の禁止)

第17条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉し、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第19条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその日時、場所及び意見を聴こうとする案件を議長に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けたときは、議長は、その旨を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席し意見を述べようとする者は、文書で、あらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第21条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不隠当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第23条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第24条の2 委員会は、参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にあらかじめその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

(記録)

第25条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させ、委員長の指名した委員2名とともにこれに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(電子情報処理組織による通知等)

第26条 この条例の規定に基づき行う通知並びに記録の作成及び保存については、会議規則の規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

(会議規則との関係)

第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。